

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画道路三・四・二〇二号新市宮内線、三・四・二七六号王子帰り線、三・四・六四一号一文字堤防線、三・二・〇〇五号新市駅家線、三・三・〇〇二号駅家神辺線、三・四・二二六号中野駅家線、三・四・六二四号沖野上箕島線、三・四・六二五号福山駅箕島線、三・五・二〇三号新市井原線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十七年九月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

備後圏都市計画道路三・四・二〇二号新市宮内線、三・四・二七六号王子帰り線、三・四・六四一号一文字堤防線、三・二・〇〇五号新市駅家線、三・三・〇〇二号駅家神辺線、三・四・二二六号中野駅家線、三・四・六二四号沖野上箕島線、三・四・六二五号福山駅箕島線、三・五・二〇三号新市井原線

二 都市計画を変更する土地の区域

新市町大字新市、大字戸手、駅家町大字倉光、大字万能倉、神辺町大字川南字一ノ丁、大字川南字町、大字川北字三日市北側、大字川北字三日市南側、大字川北字後町、大字川北字七日市南側、大字川北字小屋、新涯町二丁目、箕島町字釜屋、字寺崎南、字飛地、字釣ヶ端新開八丁目、字釣ヶ端新開九丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課、福山市建設局都市部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十七年九月二十八日から平成二十七年十月十三日まで